

ワーキンググループの設置について（案）

令和6年1月18日（木）
通信政策特別委員会決定

1 目的

通信政策特別委員会における審議を円滑かつ効率的に進めるために、本委員会に「ユニバーサルサービスワーキンググループ」（以下「ユニバーサルサービスWG」という）、「公正競争ワーキンググループ」（以下「公正競争WG」という）及び「経済安全保障ワーキンググループ」（以下「経済安全保障WG」という）を設置し、以下のとおり検討を行うこととする。

2 主な検討内容

○ ユニバーサルサービスWG

ユニバーサルサービスの在り方に関する以下の事項について、検討を行う。

- ①ユニバーサルサービスに関する基本的な考え方
- ②電話のユニバーサルサービスの在り方
- ③ブロードバンドのユニバーサルサービスの在り方
- ④ユニバーサルサービスの料金の低廉性の確保の在り方
- ⑤ユニバーサルサービスの安定的かつ効率的な提供の確保の在り方
- ⑥その他

○ 公正競争WG

公正競争の確保の在り方に関する以下の事項について、検討を行う。

- ①公正競争の確保に関する基本的な考え方
- ②NTT東西の通信インフラの在り方
- ③NTT東西等の業務の在り方
- ④NTTグループに関する公正競争の確保の在り方
- ⑤その他

○ 経済安全保障WG

経済安全保障の在り方に関する以下の事項について、検討を行う。

- ①外資規制の在り方
- ②外国人役員規制の在り方
- ③その他

3 構成及び運営

- (1) WGの構成員及びオブザーバは、主査が指名する。
- (2) WGには、WG主査及びWG主査代理を置く。WG主査及びWG主査代理は、主査が指名する。
- (3) WG主査は、WGを招集し、主宰する。また、WG主査代理は、WG主査を補佐し、WG主査不在のときは、WG主査に代わってWGを招集し、主宰する。
- (4) WG主査は、必要があるときは、主査に諮り、必要と認める者をWGの構成員又はオブザーバとして追加することができる。
- (5) WG主査は、必要に応じて、構成員等以外の関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- (6) その他、WGの運営に必要な事項は、WG主査が定めるところによる。

4 事務局

各WGの庶務は、総務省総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課において行う。